

## 平成28年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会第3部会摘録

日 時：平成28年4月22日（木）午後2時00分～午後2時50分

場 所：職員会館かもがわ第3多目的室

出席者：外村部会長，木澤委員，土佐委員，依田委員

事務局：高見障害福祉・介護サービス担当課長，新井企画係長，栗嶋主任

児童家庭課：阿嘉放課後児童育成担当課長，浅堀健全育成係長，尾池

長寿福祉課：吉井在宅福祉係長，田中主任

議 事 指定候補者の選定方法及び審査基準について

葛野老人デイサービス，葛野地域包括支援センター及び葛野児童館  
（1箇所3施設）  
吉祥院老人デイサービス及び吉祥院児童館（1箇所2施設）  
児童館（西京極西，上里，久我の杜，音羽）（4箇所）

（〇は，委員発言）

高見課長

それでは，定刻となったので，第3部会を開催する。

京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第7条第3項により，「部会は，これを構成する委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されているが，本日第3部会においては4名全員が出席していることから，会議が成立することを報告させていただく。

それでは，これからの議事進行については，外村部会長に願います。

外村部会長

それでは，議事に入らせていただく。

「指定候補者の選定方法及び審査基準について」の審議を行う。対象施設は合築施設である「京都市老人デイサービスセンター及び地域包括支援センター並びに児童館」同じく合築施設である「京都市老人デイサービスセンター及び児童館」，そして「京都市児童館」の3つの募集要項についてである。

限られた時間の中ではあるが，忌憚のない意見等をお願いします。

なお，今回の3つの募集要項は重複する箇所もあるので，一括して審議したいと思う。

それでは，初めに保健福祉局として統一されている部分について事務局から，施設固有の部分について各施設の所管課から説明願う。

高見課長 (案件説明)

外村部会長 引き続き、施設所管課である児童家庭課から説明願う。

児童家庭課 (案件説明)

外村部会長 引き続き、施設所管課である長寿福祉課から説明願う。

長寿福祉課 (案件説明)

外村部会長 それでは、ただ今の説明について質問や意見等があればお願いする。

○ 職員の退職等により一時的に職員の定員を満たさない場合が出てくる。これは、例外的なことになると思うが、どのように取り扱っているのか。

長寿福祉課 そのような場合には、補充の見込みなど個別で相談させていただく形になる。特に離職率が高い業界でもあるので、資格があれば同じような業種の中で転職する方がいる。

長寿福祉課 地域包括支援センターでも離職されることもあるが、その場合、欠員が生じた場合、本市が定める基準に従い、委託料を返還してもらう場合がある。

○ 審査基準 8 にある管理者は指定管理者を指すのか。それとも組織の管理者を指すのか。

京都市から指定された管理者としての役割ととらえていたが、これまでの説明や各団体の記載内容には法人の中の管理者の役割が記載されていた。本来的にはいずれの意味か。

新井係長 基本的に施設の管理者の役割を言っている。審査基準等を見ると、指示等をきちんと出しているかという内容が出てくる。これは、団体の運営実績等の部分なので、他の施設での管理者、施設を管理する者としての考え方などである。そのため、応募する施設をどう運営するかということはどちらかといえば事業計画、項目 13 以降のところ記載していただくので、今運営している施設や法人全体の事業所等でどういう形で管理者としての責任を果たしているかということになる。管理者と言っても各施設長のことも、法人として取り組まれていることもあると思うので、この

管理者がどちらに当たるかと言われると両方関係してくると思う。職員等へのリーダーシップを発揮するのは、通常であれば施設単位の長である。法人全体のことを記載してきたとしても団体が応募する際に、具体的に記載すると施設の取組やリーダーシップについての記載となると思う。

○ 両方，ということか。

新井係長 両方だが，基本的には施設の管理者と考えている。

○ 多数の施設を経営している法人等が多いが，その管理者の責任は法人の理事長ではなくて，施設長ということになるのか。例えば，事故が発生した場合，施設の長が第一の責任者となるのか。

新井係長 それは違う。最後の責任者は当然法人の理事長，法人の代表者となるが，基準で求めている管理者の役割責任としてイメージされているところには，各施設長等が当てはまるということである。項目2の組織内の連携でもこういった事業所間の連携等も関わってくる。

外村部会長 その他，何かないか。

○ 合築になっている部分については，どのように見ていくことになるのか。

新井係長 これまでからも採点の際に団体全体で見ている部分とその施設独自の実績の部分で見ている部分と分かれていたと思う。今回の審査についても両方の事業で採点していただくことになるが，この項目については法人全体として評価するので基本的には同じ点数になると思う。

○ 項目11の外部評価と項目12の苦情解決の係数は1点とのことだが，これは妥当か。

団体のPRの係数が2というのはおまけ的要素があるということか。

新井係長 項目11の外部評価については，第三者機関による視点の評価は非常に大事であるが，評価を受けていただくには費用もかかるし，また，受審自体していない団体もある。また，外部評価を受審していなくても優れた取組を実施しているところもあるので，

これらのことから以前からこの項目については係数1で保健福祉局では統一している。

また、団体のPRについては、他の審査項目で記載できないような内容や団体のメッセージ等を出していただける項目になるので、係数2にさせていただいている。こちらについては、水準の高い取組を高く評価する項目となる。競合していない場合には、他の項目、例えば実績や基本的な事業計画等を審査する方が重要だと考え、審査項目からは除外している。この項目は競合した場合により優れたところを選んでいただく際に活用する項目ということで係数2で統一させていただいている。

苦情解決の係数については、所管課の方で設定しているが、過去から、係数1とさせていただいていた。苦情は実際に苦情対応をしっかりとっているかが大事である。実績を評価するうえではここより他の項目の方が大事だということで係数は標準的な1とさせていただいている。

外村部会長 競合しているところでは施設の特徴を出して、そこで加点というシビアなことをしていかないといけないと思う。  
それ以外はいかがか。

委員全員 (意見なし)

外村部会長 他に意見がなければ、採決に入らせていただく。

委員全員 (意見なし)

外村部会長 ただ今審議いただいた議題の取扱について、事務局案のとおり了承いただけるか。

委員全員 (了承)

外村部会長 それでは、事務局及び児童家庭課並びに長寿福祉課の説明のとおり公募を実施する。

本日の審議は以上で終了する。皆様のご協力を得て、審議を進めることができた。御礼申し上げます。

事務局願います。

高見課長 委員の皆様には御礼を申し上げます。  
本日の審議内容を踏まえて、公募を実施させていただく。  
また、団体から申請書類の提出後、事務局で書類を整理させて

いただいたうえで、皆様に審査書類を案内させていただくことになる。お忙しい中ではあるが、協力をお願いします。

なお、次回の日程は6月の開催を予定している。後日また、日程を調整させていただくので、よろしくお願いします。

それでは、第3部会を終了する。

14:50

終了